

るもい定住促進・住環境向上支援事業 Q&A

<目次>

るもい定住促進・住環境向上支援事業 Q&A	1
全メニュー共通項目	
<u>1. 所有者が亡くなって相続登記をしていない</u>	3
<u>2. 建物所有の確認書類</u>	3
<u>3. 共有名義の場合</u>	3
<u>4. 市税の滞納の有無について</u>	4
<u>5. 工事開始について</u>	4
<u>6. 交付決定前に行えるもの</u>	4
<u>7. 工事内容に変更が生じたとき</u>	5
<u>8. 併用住宅の場合</u>	5
<u>9. 工事業者について</u>	5
<u>10. 申請者の印鑑について</u>	5
<u>11. 助成金請求書の口座名義について</u>	5
<u>12. 助成金の支払い時期について</u>	5
<u>13. 個人事業主が自ら行う工事は対象か</u>	5

留萌市まちなか居住応援助成金

<u>1. 完了までに 39 歳以下でなくなる場合</u>	6
<u>2. 完了までに出産した場合</u>	6
<u>3. 改築とは</u>	6
<u>4. 個人売買の場合</u>	6

留萌市あんしん住宅改修支援助成金

<u>1. 対象にならない工事</u>	6
<u>2. エアコンの設置</u>	6
<u>3. 風除室の設置</u>	6

留萌市空き家対策総合支援助成金

<u>1. 空き家情報バンクとは</u>	7
<u>2. 対象にならない工事</u>	7

留萌市住宅省エネ改修等促進助成金

<u>1. 開口部改修の対象範囲</u>	7
<u>2. 断熱性能を高める工事とは</u>	7
<u>3. 換気機能付きエアコンとは</u>	7

全メニュー共通項目

	問	答
1	所有者は数年前に亡くなっており、現在、妻が固定資産税の納税管理人になっているが、妻が助成申請者になれるのか	原則、本人所有住宅のリフォームとなっております。 ○税務課で届け出をした納税管理人となっても、登記上の権利は死亡者のままになっているため、法律上では相続権を有する人（配偶者や子など）が存在し、誰に相続したか明確にはなりません。 ○納税管理人は、相続権を有する者が代表になり納税を行うことであるため、所有権をその人に移転したということではありません。 ○相続登記を完了の上、登記簿謄本または登記完了済の権利書を添付していただくことになります。
2	建物所有の確認は、登記簿謄本ではダメなのか	リフォーム助成工事を行う年度、または前年度に発行された固定資産税納税通知書で確認できます。また、登記簿謄本、権利書（登記完了済印のある）でもかまいません。 ○所有者死亡による相続未登記の場合は認められません。登記優先です。 ○前年度の納税通知書でも所有権が移転した場合もあるので、税務課資産税係で調査を行った上で、審査対象となります。
3	建物は共有となっている場合は助成対象になるのか	1 個の所有者としてみますので該当します。ただし、申請書類等には、共有代表者の氏名で記入していただくことになります。 ※共有の場合、例えば「山田太郎他 1 名」などとなっており、また、土地については「山田太郎」の個人名義になっていることもあるので、申請者が「山田太郎他 1 名」となっている場合には、個人・共有名義の固定資産税の納税証明書を提出してもらう必要があります。

	問	答
4	市税の滞納がある場合は助成を受けられるのか	受けられません。 ○市税（市民・道民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、法人市民税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税）の滞納がある場合には申請できません。 また、市税以外にも水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、市有地貸付料、介護保険料、後期高齢者医療保険制度の保険料の滞納がある場合は利用できません。（調査の同意書を添付していただきます。） 滞納している税や使用料などがある場合には、申請前に完納してもらうことになります。
5	工事はいつからできるのか	申請書を審査後、適正であれば助成金交付決定通知書が交付されます。 お手元に届き次第、工事が可能となりますが、着手時には着手届を提出していただきます。
6	助成金交付決定前に行えるものはあるのか	着手届前（申請前・交付決定前）には、改修工事に要する準備工事（足場組立）などは工事費用に算入・非算入にかかわらず全てできません。 ○改修工事と直接関係のない工事（造園、ガレージ建築、車庫建築、物置建築、塀・門建築など本體工事と明確に区分できる工事、併用住宅であって住宅部分以外の改修工事（明確に区分できる場合））については実施してもかまいません。 ○改修工事のための建物調査や見積作成のための調査などは、交付決定前の工事に含まれません。 ○交付決定前（申請前）に改修工事に着手した場合には申請不受理となります。 ○交付決定前の工事が判明した場合には、既に交付決定を受けていても取消しとなります。

	問	答
7	工事内容に変更が生じた場合はどうするのか	工事内容に変更を生じた場合には、速やかに届出を行ってください。次の様に注意が必要です。（届出が必要） ○工事面積が増える、または減少するなどでは、対象工事費の増減が生じることも予想されます。 ○対象工事費から除かれる費用や工事内容も想定され、対象工事費未滿となると助成対象の工事非該当となる場合もあります。 ○工事を取りやめたときは助成金交付決定が取り消しとなり、届出が必要です。
8	併用住宅の場合は助成対象になるのか	併用住宅の場合は、居住部分に係る工事費のみ助成対象費用とします。
9	工事業者はどこの業者でもよいのか	事業資格登録業者の中から選択していただくことが条件です。
10	申請者が押印する印鑑はどのようなものでもよいのか	シャチハタ以外であれば問いません。 ただし、すべての書類で同じ印鑑としてください。
11	請求書の口座名義は申請者以外でもよいのか	助成対象者は申請者本人のため、申請者以外の口座とすることはできません。
12	助成金の支払時期はいつ頃になるのか	工事完了後、助成金額が確定した後に、領収書などと一緒に助成金請求書を提出していただき、受理してから約 40 日程度を目安に支払います。
13	個人事業主が自ら行う工事は対象か	対象外です。（同一人格間の契約となるため） ただし、自己が経営する法人である会社で工事を行う場合は別人格間の契約となるため対象です。

留萌市まちなか居住応援助成金

	問	答
1	工事完了までに誕生日を迎えて、39歳以下でなくなる場合は減額になるのか	申請時点の年齢で加算しますので、減額にはなりません。
2	工事完了までに出産した場合は増額になるのか	申請時点で住民票に載っている方で加算しますので、増額にはなりません。
3	改築とはなにか	すでに建っている住宅を解体して、同じ敷地に住宅を建て直すことを指します。
4	個人売買の場合はどうなるのか	助成対象にはなりません。 事業資格登録をした市内宅地建物取引士業者による仲介または売買の場合のみ対象です。

留萌市あんしん住宅改修支援助成金

	問	答
1	対象にならない工事はどのようなものか	居住部分以外に対しての工事が対象外となります。 (車庫建築、物置建築、へい・門建築、併用住宅であって住宅部分以外の改修) また、住宅の改修を伴わない機器、備品の購入および設置費も対象外となります。
2	エアコンの設置は対象になるのか	窓用エアコンでなければ対象となります。 換気機能付きエアコンの場合は、留萌市住宅省エネ改修等促進助成金を利用できます。
3	風除室の設置は対象になるのか	対象になります。

留萌市空き家対策総合支援助成金

	問	答
1	空き家情報バンクとは何か	留萌市内の空き家の物件情報をポータルサイトで公開し、留萌市への移住を希望されている方等（一定期間経過すると留萌市民も活用可能）へ物件情報を提供し、物件所有者と購入または賃貸を希望される利用者の橋渡しをする仕組みです。
2	対象にならない工事はどのようなものか	留萌市あんしん住宅改修支援助成金の問1と同様（P6）

留萌市住宅省エネ改修等促進助成金

	問	答
1	開口部全てを改修しないと対象にならないのか	部分的な改修でも対象となります。
2	断熱性能を高める工事とはどのようなものか	断熱材を使用した工法のことを指します。（充填断熱または外断熱）また、断熱塗装も対象となります。
3	換気機能付きエアコンとはどのようなものか	冷暖房運転を行いながら屋外の新鮮な空気を取り込み、室内の空気を入れ替えることができるエアコンです。（通常のエアコンは外気との換気不可）